資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年三月四日

愛知県瀬戸市西本地町二丁目一一〇番地

株式会社ホットスタッフ瀬戸

代表取締役　蜂須賀　淳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年三月四日

福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目六番一九号

有限会社今橋書店

代表取締役　今橋　和基

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月四日

埼玉県本庄市児玉町宮内字大谷八三八番地四

株式会社エコスファクトリー

代表取締役　喜田　知克

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月四日

札幌市厚別区厚別町山本一〇六三番地四一八

株式会社ケンウン

代表取締役　丸山　邦彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月四日

栃木県宇都宮市元今泉三丁目一八番一三号

株式会社ピーシーレールウェイコンサルタント　代表取締役　新部　定夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十二日開催予定の臨時株主総会及びA種種類株主による種類株主総会において承認されることを条件として、同日付で全部の種類の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月四日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号有楽町電気ビル南館

株式会社コミュニティネット

代表取締役　髙橋　英與

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月四日

和歌山県西牟婁郡白浜町一三七九番地

株式会社白浜館

代表取締役　中田　力也

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市川上町二一三〇番地二、最後の住所山口県防府市協和町二―九二〇四号

被相続人　亡　福元　健太

右被相続人は平成二十七年十二月十一日死亡し、その相続人は平成二十八年二月二十二日山口家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

千葉県八千代市ゆりのき台三―一―五　四〇一号

相続財産管理人　福元　恵

限定承認公告

本籍富山県高岡市福岡町本領二六五番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区大字上大久保九〇四番地一〇（B―二一一）

被相続人　亡　川原　豊子

右被相続人は平成二十七年十一月二十六日死亡し、その相続人は平成二十八年二月二十二日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

東京都江戸川区東瑞江三丁目五一番八号

相続財産管理人　川原　秀樹

限定承認公告

本籍東京都府中市若松町一丁目二番地の七、最後の住所東京都府中市清水が丘二丁目三七番地の三小坂様方　被相続人　亡　奥田　和徳

右被相続人は平成二十七年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十八年二月二十三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月四日

神奈川県横浜市旭区今宿西町二八七の三〇五

相続財産管理人　奥田　浩一

定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十五日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の特別決議により承認されることを条件として、定款を一部変更して普通株式につき当社が株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

また、本臨時株主総会による特別決議により承認されることを条件として、全部取得条項が付された当社普通株式の全部を取得することといたしましたので公告します。

平成二十八年三月四日

東京都大田区蒲田五丁目三七番一号

株式会社ＩＳＴソフトウェア

代表取締役　安藤　格

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、平成二十八年三月一日開催の取締役会において、左記内容の新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第二四〇条第二項及び第三項の規定に基づき、公告いたします。

記

一、新株予約権の内容及び数

株式会社リビングギャラリー第二回新株予約権　千五百個

二、新株予約権との引換えの金額の払込について

金額の払込を要しない

三、新株予約権の割当日

平成二十八年三月二十二日

以　上

平成二十八年三月四日

新潟県新潟市中央区米山四丁目一番二八号

株式会社リビングギャラリー

代表取締役　藤田　幸成

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一三	二	二七～二八	埼玉県戸田市本町2―10―1山自ビル301戸田総合法律事務所	東京都千代田区丸の内3―4―1新国際ビル6弁護士法人戸田総合法律事務所
〃	〃	終りから六	催告期間満了日平成28年8月20日	催告期間満了日平成28年9月14日
〃	三	終りから一	岸田文雄	岸田文雄閣下

平成二十八年二月一日人事異動欄大阪府の部（原稿誤り）

一〇ページ四段六行目は次のとおりの誤り。

選挙管理委員会委員　池田　敏雄

平成二十八年二月一日掲載のさいたま家庭裁判所に係る平成二十七年（家）第一七五五号相続権主張の催告中（原稿誤り）

平成二十八年二月二十二日外務省告示第四十号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Ｇに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月四日付第四九号四八ページ●第四三号三二ページ●一月二十一日付衆会第五号二四ページ●同日付第五〇号四三二ページ●同日付政府調達

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）